

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

（諮問第3066号）

<目 次>

1	諮問書	.....	1
2	申請概要	.....	2
3	審査結果	.....	25
4	参考資料	.....	28

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）



諮問第3066号  
平成26年10月3日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗



### 諮問書

基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会（会長 孫 正義）から、平成26年9月19日付けTCA支-144及びTCA支-145により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法並びに法第110条第2項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法について認可の申請があった。

当該申請に係る認可について、法第169条第1号の規定により諮問する。

# I 申請概要

## 1 申請者

基礎的電気通信役務支援機関 一般社団法人電気通信事業者協会(会長 孫 正義)  
(以下「支援機関」という。)

## 2 申請年月日

平成 26 年 9 月 19 日

## 3 概要

支援機関が

- (1) 電気通信事業法(以下「法」という。)第 110 条第 2 項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可

### ①負担金の額

- (1) 補填対象額 68.8 億円 (NTT 東日本 : 41.3 億円、NTT 西日本 : 27.5 億円)  
(2) 支援業務費 0.5 億円  
(3) 番号単価  
合算番号単価 2 円  
番号単価 NTT 東日本 : 1.19985713 円、NTT 西日本 : 0.80014287 円  
(4) 負担事業者 25 社  
(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額  
基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 27 条で定められた方法によって算定される額(詳細は、p.8 参照)

### ②徴収方法

納付手段・負担金の額の通知・負担金の納付期限等。

- (2) 法第 109 条第 1 項の規定に基づき、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)に対する交付金の額及び交付方法の認可

### ①交付金の額

NTT 東日本	41.3 億円	—	算定自己負担額 <sup>※</sup>	※算定自己負担額は、認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することと定められている。
NTT 西日本	27.5 億円	—	算定自己負担額 <sup>※</sup>	

### ②交付方法

交付手段・交付金の額の通知・交付金の交付期限等

を受けようとするもの。

## Ⅱ ユニバーサルサービス制度の概要

### 1 ユニバーサルサービスとは

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス（法第7条、電気通信事業法施行規則第14条）

#### (1) 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話

加入者回線アクセス（基本料）

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線費用と「全国平均費用＋標準偏差の2倍」の差額】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

#### (2) 第一種公衆電話

戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

【「原価－収益」の収支差額】

#### (3) 緊急通報（警察110番、海上保安庁118番、消防119番）

・加入電話又は加入電話に相当する光IP電話から発信されるもの

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

・第一種公衆電話から発信されるもの

【「原価－収益」の収支差額】

### 2 申請に関する項目

#### (1) 負担金

##### ① 負担金の額

ア 負担金に関連する費用

##### (i) 補填対象額

・ NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）の加入者回線アクセス、第一種公衆電話及び緊急通報について、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第1項で定められた方法により算定された額。

##### (ii) 支援業務費

・ 支援機関が、交付金の交付及びそれに付帯する業務のために要する費用。

## イ 番号単価

- ・ 補填対象額に支援業務費を加算し、予測前年度過不足額を減算した額を、負担事業者の予測算定対象電気通信番号の総数で除し、端数処理（整数未満四捨五入）を行い、月当たりの額（＝合算番号単価）を算出。その上で、合算番号単価をNTT東西各々の補填対象額の割合で案分して得られた額。

## ウ 負担事業者

- ・ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

## エ 負担金の額

- ・ 番号単価に毎月の各負担事業者の稼働電気通信番号数を乗じて算出した額等。

## ② 徴収方法

- ・ 支援機関が、負担事業者から負担金を徴収する方法（負担事業者から支援機関に対する納付手段（銀行振込）、納付期限等）。

## (2) 交付金

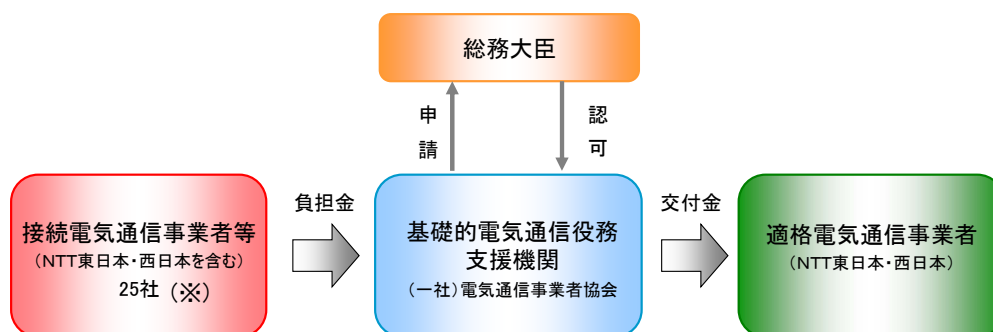
### ① 交付金の額

- ・ 補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除して得られた額。

### ② 交付方法

- ・ 支援機関が、適格電気通信事業者に交付金を交付する方法（交付手段（銀行振込）、交付期限等）。

## 【参考】 本制度における交付金・負担金の流れ



(※平成26年7月1日現在)

### Ⅲ 負担金の額及び徴収方法

#### 1 負担金の額

##### (1) 補填対象額

	NTT東日本 ※	NTT西日本※	NTT東西合計
加入電話に係る加入者回線 (基本料)	2,100,599,866 円	868,910,570 円	2,969,510,436 円
加入電話に係る緊急通報	28,011,719 円	25,185,387 円	53,197,106 円
第一種公衆電話に係るもの	2,001,599,247 円	1,860,197,586 円	3,861,796,833 円
合 計	4,130,210,832 円	2,754,293,543 円	6,884,504,375 円

※ 特別損失として計上された東日本大震災による災害対策費用及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）に係る環境対策引当金繰入額のうち基礎的電気通信役務に係る費用の一部を算入した原価を用いて算定している。

このため、算定規則第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

##### (2) 支援業務費

###### ① 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費等及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等に係る周知費用を合計した当年度費用額から、前年度の次期繰越収支差額を減額して算出。

###### ② 算定結果

区 分		金 額
(ア) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	25,092,000 円
	(b) 物件費等	10,043,000 円
	(c) 小計	35,135,000 円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	18,215,000 円
	(b) コールセンター委託費	8,421,000 円
	(c) 小計	26,636,000 円
(ウ) 当年度費用額 (= (ア) の (c) と (イ) の (c) の合計)		61,771,000 円

区 分	金 額
(a) 当年度費用額	61,771,000 円
(b) 前年度の次期繰越収支差額	7,819,940 円
(c) 支援業務費 [= (a) - (b)]	53,951,060 円

(3) 番号単価

$$\begin{aligned} & \text{(NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額)} \\ & \text{+ 支援業務費 - 予測前年度過不足額)} \\ \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{平成 27 年の予測算定対象電気通信番号の総数}}{\text{(6,884,504,375 円 + 53,951,060 円 - 1,245,194,064 円)}} \\ &= \frac{2,767,348,782 \text{ 番号}}{2.057298093 \dots \text{ 円}} \\ &\Rightarrow \mathbf{2 \text{ 円}} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②NTT東日本} & \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\ &= 2 \text{ 円} \times \frac{4,130,210,832 \text{ 円}}{6,884,504,375 \text{ 円}} \\ &= 1.199857130 \dots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{1.19985713 \text{ 円}} \text{ (小数点以下 8 位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③NTT西日本} & \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\ &= 2 \text{ 円} \times \frac{2,754,293,543 \text{ 円}}{6,884,504,375 \text{ 円}} \\ &= 0.800142869 \dots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{0.80014287 \text{ 円}} \text{ (小数点以下 8 位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※ 上記番号単価は、平成 27 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 27 年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に提供する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(4) 負担事業者

前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

事業者名 (25 社、五十音順)			
1	アイテック阪急阪神(株)	14	(株)ケイ・オプティコム
2	アルテリア・ネットワークス(株) ※ <sup>1</sup>	15	(株)ジュピターテレコム※ <sup>2</sup>
3	(株)STNet	16	ソフトバンクテレコム(株)
4	(株)エヌ・ティ・ティ エムイー	17	ソフトバンクBB(株)
5	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	18	ソフトバンクモバイル(株)
6	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	19	中部テレコミュニケーション(株)
7	(株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	20	東北インテリジェント通信(株)
8	(株)NTTぷらら	21	西日本電信電話(株)
9	(株)エネルギー・コミュニケーションズ	22	東日本電信電話(株)
10	沖縄セルラー電話(株)	23	フュージョン・コミュニケーションズ(株)
11	九州通信ネットワーク(株)	24	フリービット(株)
12	KDDI(株)	25	ワイモバイル(株)※ <sup>3</sup>
13	KVH(株)		

※1：旧(株)UCOM

※2：旧(株)テクノロジーネットワークス

※3：旧イー・アクセス(株)、旧(株)ウィルコム



(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

① NTT東日本に係るもの

$$\text{接続電気通信事業者等の負担金の額} = (a) + (b) + (c)$$

(a) 当該接続電気通信事業者等の平成27年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成27年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \text{NTT東日本に係る番号単価 (1.19985713 円/月・番号)}$$

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成27年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成27年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 1.19985713 円は、平成27年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成27年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成27年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \{ \text{a} - \text{b} - \text{c} - \text{d} - \text{e} \} \times \text{f}$$

NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費

$$4,130,210,832 + 53,951,060 \times 4,130,210,832 \div 6,884,504,375$$

..a

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成27年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

..b

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT東日本の最終算定月の前月(平成27年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

..c

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

..d

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

..e

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成27年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成27年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…㊟

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

4,114,163,355 + 54,080,459 × 4,114,163,355 ÷ 6,879,778,838

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

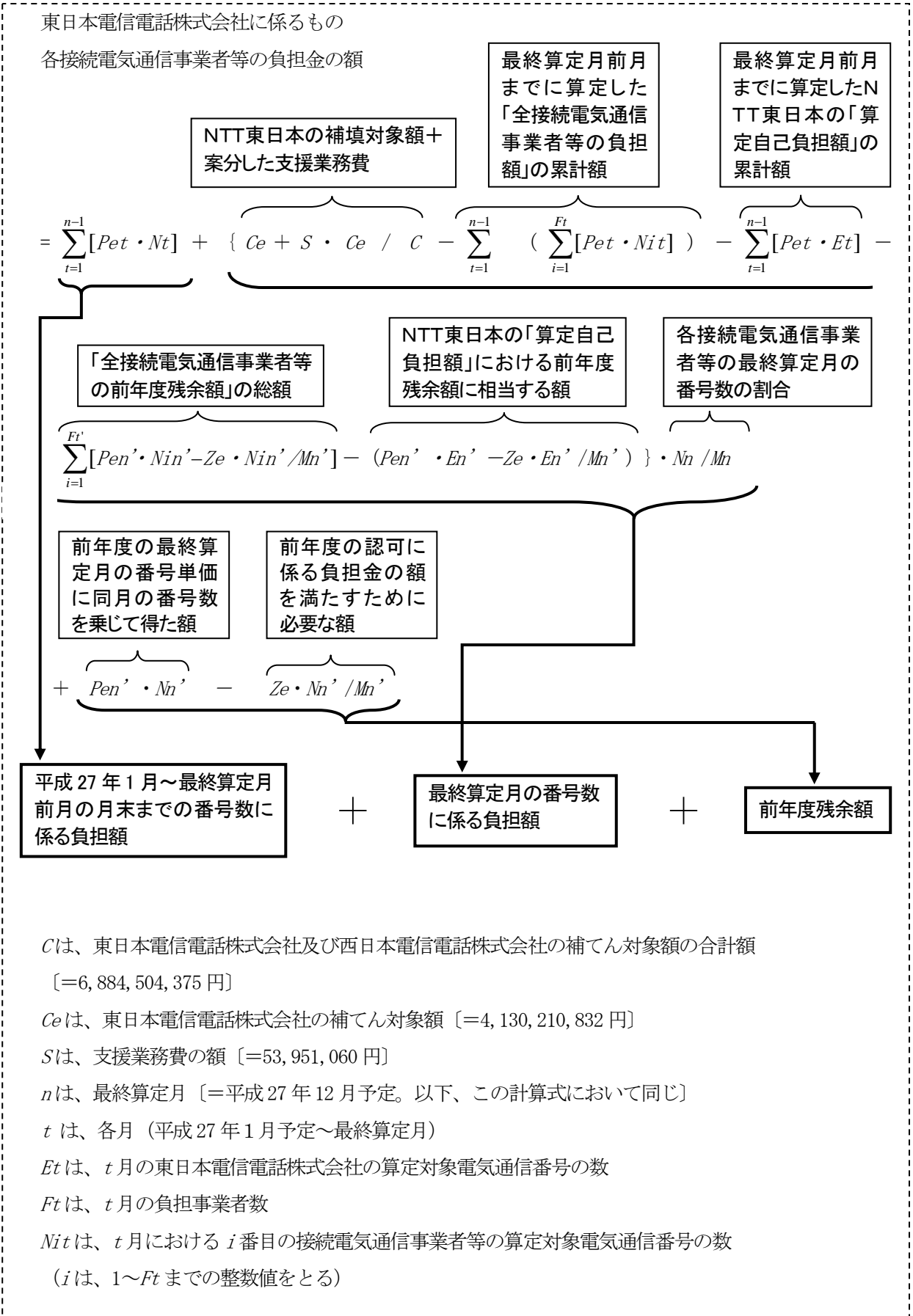
— NTT東日本の前年度の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…㊠

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$N_t$  は、 $t$  月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $N_t$  は、 $N_{1t}$ ,  $N_{2t}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t t}$  のうちの対応する値)

$M_n$  は、 $n$  月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $M_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_n n}$  のうちの対応する値)

$M_n$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pet$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 27 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 27 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1. 19985713 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 26 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 26 年 1 月～前年度の最終算定月)

$Et'$  は、 $t'$  月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $Mn'$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_n n'}$  のうちの対応する値)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pet'$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1. 79402425 円/月・番号、平成 26 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1. 79596439 円/月・番号]

$Pen'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Ze$  は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=6, 879, 778, 838 円]

$Ce'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4, 114, 163, 355 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=54, 080, 459 円]

② NTT西日本に係るもの

**接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)**

(a) 当該接続電気通信事業者等の平成27年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成27年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= NTT西日本に係る番号単価 (0.80014287円/月・番号)

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成27年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成27年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 0.80014287円は、平成27年1月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成27年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成27年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= { (a) - (b) - (c) - (d) - (e) } × (f)

NTT西日本の補填対象額+案分した支援業務費

2,754,293,543 + 53,951,060 × 2,754,293,543 ÷ 6,884,504,375

..(a)

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成27年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

..(b)

最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT西日本の最終算定月の前月(平成27年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

..(c)

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

..(d)

NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT西日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

..(e)

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成27年12月予定)の算定対象電気通信番号の数  
 ÷ 最終算定月(平成27年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の番号単価  
 × 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

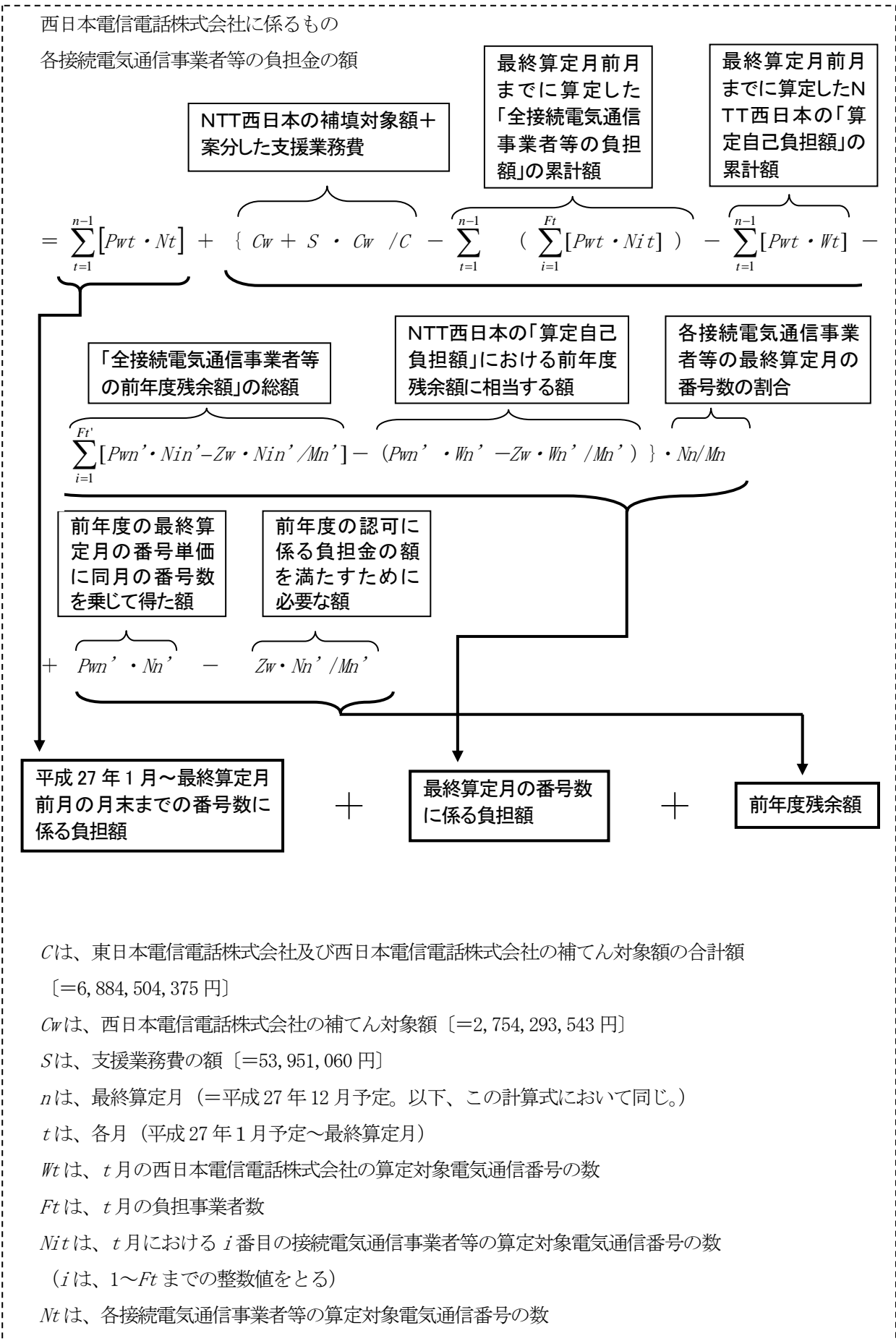
㊟

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

2,765,615,483 + 54,080,459 × 2,765,615,483 ÷ 6,879,778,838  
 - 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額  
 - NTT西日本の前年度の最終算定月の前月(平成26年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額  
 × 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の数  
 ÷ 前年度の最終算定月(平成26年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

㊠

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



( $N_{1t}$  は、 $N_{1t}$ ,  $N_{2t}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t t}$  のうちの対応する値をとる)

$N_n$  は、 $n$  月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $N_{1n}$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t n}$  のうちの対応する値)

$M_n$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$P_{wt}$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 27 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 27 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80014287 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 26 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 26 年 1 月～前年度の最終算定月)

$W_{t'}$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$N_{it'}$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim F_{t'}$  までの整数値をとる)

$N_{in'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim F_{t'}$  までの整数値をとる)

$N_{n'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $N_{1n'}$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_{t'} n'}$  のうちの対応する値)

$M_{n'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$P_{wt'}$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20597575 円/月・番号、平成 26 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20403561 円/月・番号]

$P_{wn'}$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Z_w$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}] ]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=6,879,778,838 円]

$C_w'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,765,615,483 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=54,080,459 円]



### ③ その他算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

## 2 徴収方法

### (1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行う。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負う。

### (2) 負担金の額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、基礎的電気通信役務支援機関は以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金の額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額を、それぞれ金額の確定する月の翌月に行うこととする。

### (3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

### (4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

### (5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 銀行口座は、預金額が全額保障される決済性預金口座とする。
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続に係るシステム操作の認証を強化する（あらかじめ特定された者による認証操作を要するものとする。）。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

## IV 交付金の額及び交付方法

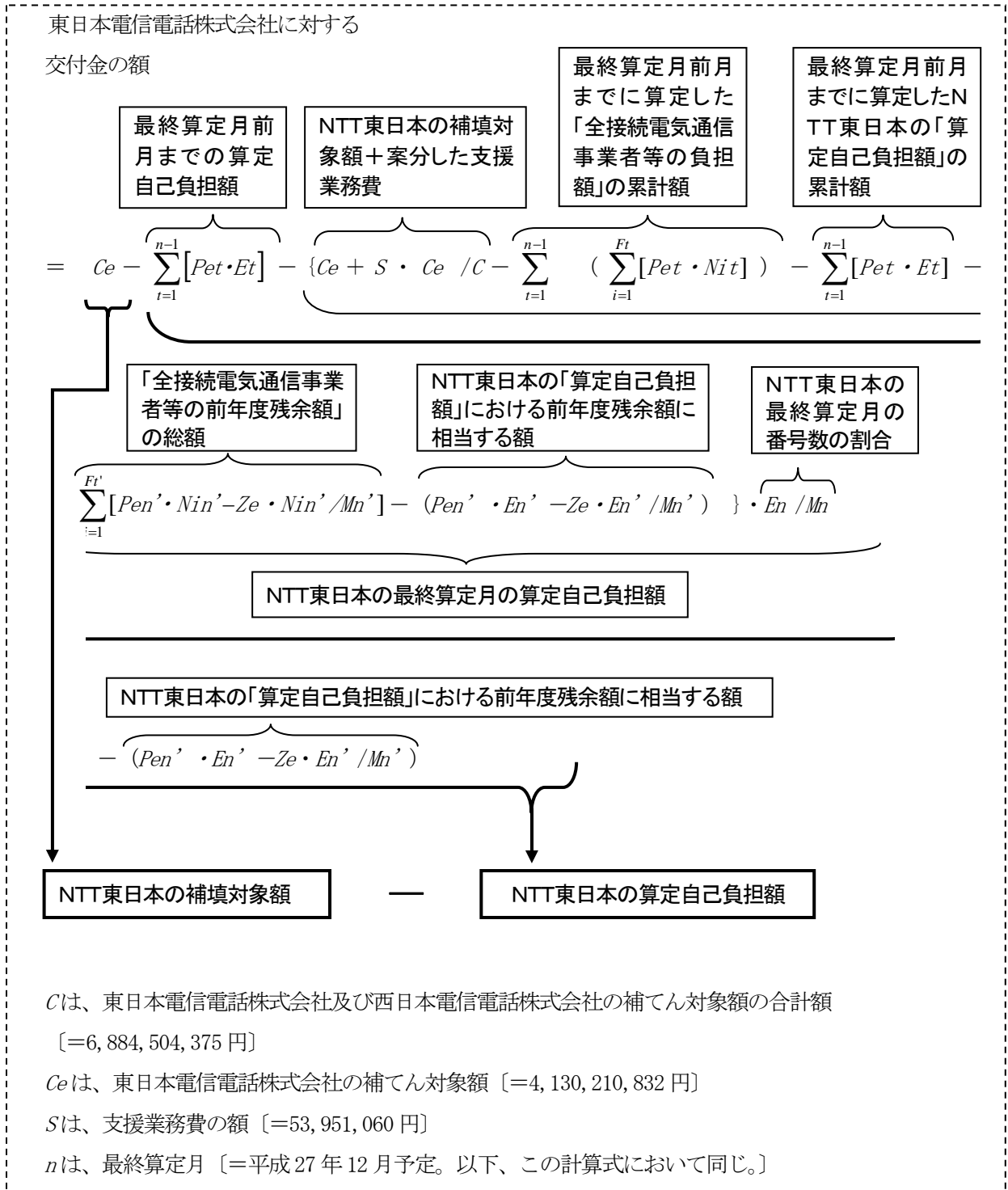
### 1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

$$= 4,130,210,832 \text{ 円 (NTT東日本の補填対象額)}$$

$$- \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$t$ は、各月（平成27年1月予定～最終算定月）

$Et$ は、 $t$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En$ は、 $n$ 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、 $1 \sim Ft$  までの整数値をとる）

$Mn$ は、 $n$ 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$ は、 $t$ 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成27年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成27年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.19985713円/月・番号〕

$n'$ は、前年度の最終算定月〔=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$ は、前年度の各月（平成26年1月～前年度の最終算定月）

$Et'$ は、 $t'$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$ は、 $t'$ 月の負担事業者数

$Nit'$ は、 $t'$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Nin'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$ は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Mn'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$ は、 $t'$ 月の番号単価〔平成26年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.79402425円/月・番号、平成26年7月～12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.79596439円/月・番号〕

$Pen'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$ は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ = Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

$C'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
〔=6,879,778,838円〕

$Ce'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,114,163,355円〕

$S'$ は、前年度の支援業務費の額〔=54,080,459円〕

(2) NTT西日本に対する交付金の額

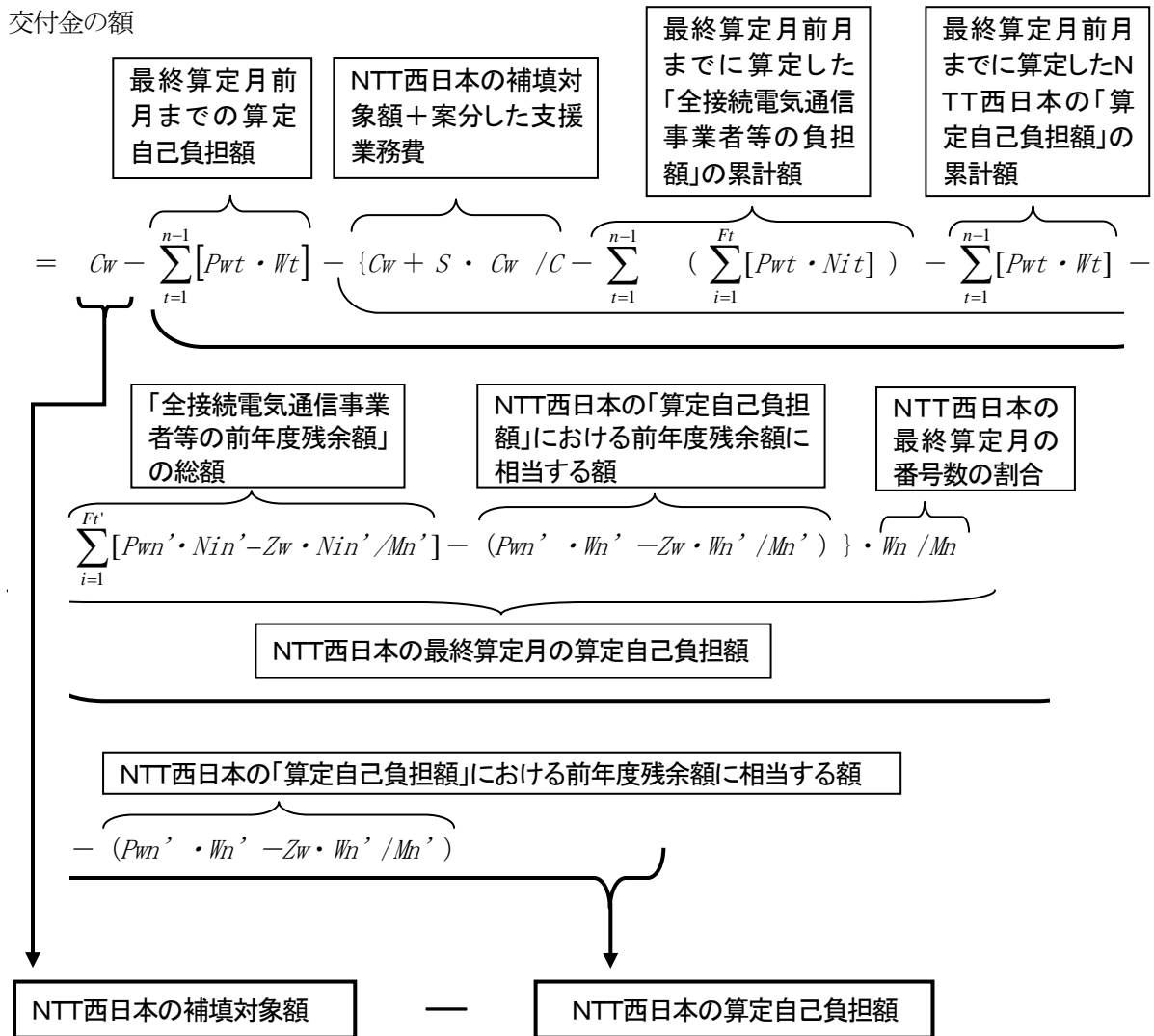
= 2,754,293,543 円 (NTT西日本の補填対象額)

— NTT西日本の算定自己負担額

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額



$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=6,884,504,375 円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,754,293,543 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=53,951,060 円]

$n$ は、最終算定月 [=平成27年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月 (平成27年1月予定～最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_n$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$  は、 $t$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft$  までの整数値をとる)

$Mn$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 27 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 27 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.80014287 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 26 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 26 年 1 月～前年度の最終算定月)

$Wt'$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt'$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 26 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20597575 円/月・番号、平成 26 年 7 月～12 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20403561 円/月・番号]

$Pwn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Zw$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt'] ]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=6,879,778,838 円]

$Cw'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=2,765,615,483 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=54,080,459 円]

(3) その他算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3％）を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

## 2 交付方法

### (1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行う。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負う。

### (2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の3か月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3か月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

### (3) 交付金の交付期限

毎月の交付金の額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

※ 本件認可に係る交付金は平成28年4月までに交付終了予定

### (4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後（平成28年2月を予定）までの間の交付金の額

$$\begin{array}{l} \text{各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

② 最終算定月の3か月後（平成28年3月を予定）の交付金

$$\begin{array}{l} \text{(負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} \\ \text{— 前年度の最終算定月の3か月後から最終算定月の2か月後までに支援機関が徴収した当該適格} \\ \text{電気通信事業者に係る負担金の総額)} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除して交付する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。



また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第 22 条第 1 項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。

ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 銀行口座は、預金額が全額保障される決済性預金口座とする。
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続に係るシステム操作の認証を強化する（あらかじめ特定された者による認証操作を要するものとする。）。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

## 審 査 結 果

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

- ① 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	審 査 結 果	理 由
<p>1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）</p>	<p><b>適</b></p>	<p>本申請に係る交付金の額については、補てん対象額の算定において東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）における東日本大震災に起因する災害特別損失並びにNTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）における「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）」に起因する環境対策引当金繰入額のうち基礎的電気通信役務に関連する費用を考慮した原価が用いられているが、算定規則にこれを認める規定がないため、算定規則第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請が本申請と併せて行われており、別記のとおり算入することが適当であることから、妥当なものであると認められる。</p> <p>各適格電気通信事業者の交付金の額が計算式で示されていることについて、各適格電気通信事業者に対する交付金の額は各適格電気通信事業者に係る補てん対象額から算定自己負担額を控除した額とされているところ、当該算定自己負担額は認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することと定められていることから、妥当なものであると認められる。</p> <p>各適格電気通信事業者に対する交付金の額については、平成 25 年度の基礎的電気通信役務収支の赤字額を下回ることから、妥当なものであると認められる。</p>
<p>2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）</p>	<p><b>適</b></p>	<p>交付金を交付するに当たって、申請者は、前年度の最終算定月の 3 か月後から最終算定月の 3 か月後までの間、毎月徴収した負担金の額を踏まえて毎月の交付金額を算定し、各適格電気通信事業者に対して毎月通知することとしている。</p> <p>また、交付時期については、当該通知の日の属する月の翌月までとし、各適格電気通信事業者に対する交付金の交付手段については、銀行振込によることとしている。</p> <p>おって、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続に係るシステム操作の認証強化</p>

		等の措置を講ずる旨申請書に記載している。 以上を踏まえて、交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。
3 前2号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第24条(3))	適	本申請に係る交付金の交付によりNTT東日本及びNTT西日本の高コスト地域の赤字額の一部が軽減され、その交付方法が明確に定められていることから、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないと認められる。

② 法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	結果	事由
1 負担金の額が算定規則第27条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第25条(1))	適	<p>本申請に係る負担金の額については、補てん対象額の算定において、NTT東日本における東日本大震災に起因する災害特別損失並びにNTT東日本及びNTT西日本における特別措置法に起因する環境対策引当金繰入額のうち基礎的電気通信役務に関連する費用を考慮した原価が用いられているが、算定規則にこれを認める規定がないため、算定規則第3条ただし書の規定に基づく許可申請が本申請と併せて行われており、別記のとおり算入することが適当であることから、妥当なものであると認められる。</p> <p>接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに計算式によって示されているが、これは算定規則第27条第1項及び第2項において、負担金の額は認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することとされているためであり、妥当なものであると認められる。</p>
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第25条(2))	適	<p>負担金の額は、平成27年1月から最終算定月(平成27年12月予定)までの各月末の算定対象電気通信番号の数を前提としている。</p> <p>そのため、本申請において、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第9条の規定に基づく各月末の電気通信番号数の報告期限(翌々月の20日)を踏まえて、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月の翌月に通知することとなっており、当該負担金の納付期限を毎月の電気通信番号数の報告期限の翌月の25日までとしている。</p> <p>また、負担金の納付手段については、申請書上、銀行振込により行うこととし、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し</p>

		<p>て、負担金を納付する口座名義・口座番号を通知することとしている。</p> <p>おって、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続に係るシステム操作の認証強化等の措置を講ずる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>3 前2号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第25条(3))</p>	<p><b>適</b></p>	<p>本申請に係る負担金は、接続電気通信事業者等の利用番号数に応じて徴収することとしており、その徴収方法が明確に定められていることから、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないと認められる。</p>

(別記)

特別損失の扱いについて

①災害特別損失

基礎的電気通信役務に関連する設備の復旧・点検に係る費用を用いており、当該費用は電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質を有すること、基礎的電気通信役務に関連する費用の算定が適切に行われていること等から補てん対象額に算入することが妥当なものであると認められる。

②環境対策引当金繰入額

適格電気通信事業者に課せられた法的責務を果たすために必要な原資となるものであり、適格電気通信事業者が提供する全ての電気通信役務に費用配賦して回収すべき費用であることを踏まえれば、基礎的電気通信役務を提供するために要する費用であること、基礎的電気通信役務に関連する費用の算定が適切に行われていること等から補てん対象額に算入することが妥当なものであると認められる。

# 参 考 資 料

平成26年10月3日

# 1. 平成25年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（基礎的電気通信役務収支表）について

・平成25年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲442億円、NTT西日本で▲376億円の赤字（東西計で▲819億円）となっている。

○平成25年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本				NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	252,478	294,636	▲42,157	259,987	295,914	▲35,926
基本料	252,478	294,323	▲41,845	259,987	295,644	▲35,656
緊急通報	—	312	▲312	—	270	▲270
第一種公衆電話	696	2,781	▲2,085	397	2,080	▲1,683
市内通信	694	2,773	▲2,078	395	2,072	▲1,677
離島特例通信	1	5	▲4	1	6	▲4
緊急通報	—	2	▲2	—	1	▲1
合計	253,174	297,417	▲44,242	260,384	297,995	▲37,610
(参考) 前年度	278,536	332,402	▲53,866	284,439	332,751	▲48,311
増減	▲25,361	▲34,984	+9,623	▲24,055	▲34,756	+10,701

## 2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

・LRICモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

### ①加入電話・基本料

#### <補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>  
(算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算※)

### (提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

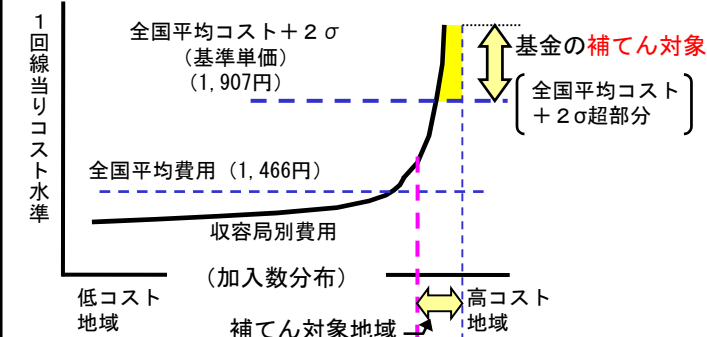
	収益	原価(報酬を含む)			赤字	(参考) 加入電話回線数※ (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	2,520	2,990	836	3,826	▲1,306	2,169
NTT西日本	2,594	3,129	872	4,001	▲1,407	2,281
合計	5,115	6,119	1,708	7,827	▲2,712	4,449
(参考)前年度	5,609	6,312	1,850	8,162	▲2,554	4,435
増減	▲494	▲193	▲142	▲335	▲159	+14

### (補てん対象の高コストエリアの原価〔百万円〕)

	①補てん対象地域の 実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価を 下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	22,500	23,434	3,034	2,101	102.4 <2.3%>
NTT西日本	23,702	26,456	3,622	869	115.6 <2.6%>
合計	46,202	49,889	6,656	2,970	218.0 <4.9%>
(参考)前年度	47,396	51,114	6,694	2,975	217.3
増減	▲494	▲193	▲37	▲5	+0.7

高コストから順に  
4.9%を抽出

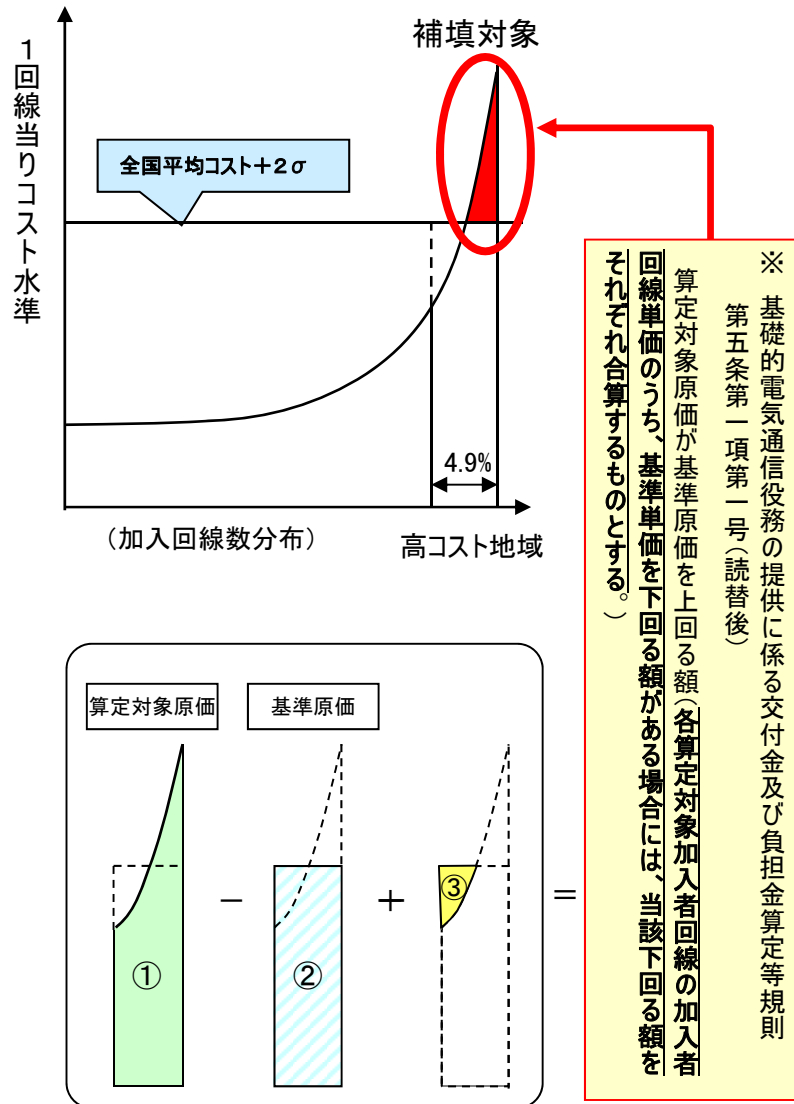
#### (参考) 加入電話基本料の補てん対象額算定の仕組み



補てん対象額

## 【参考】 加入電話・基本料に係る補填対象額の算定方法

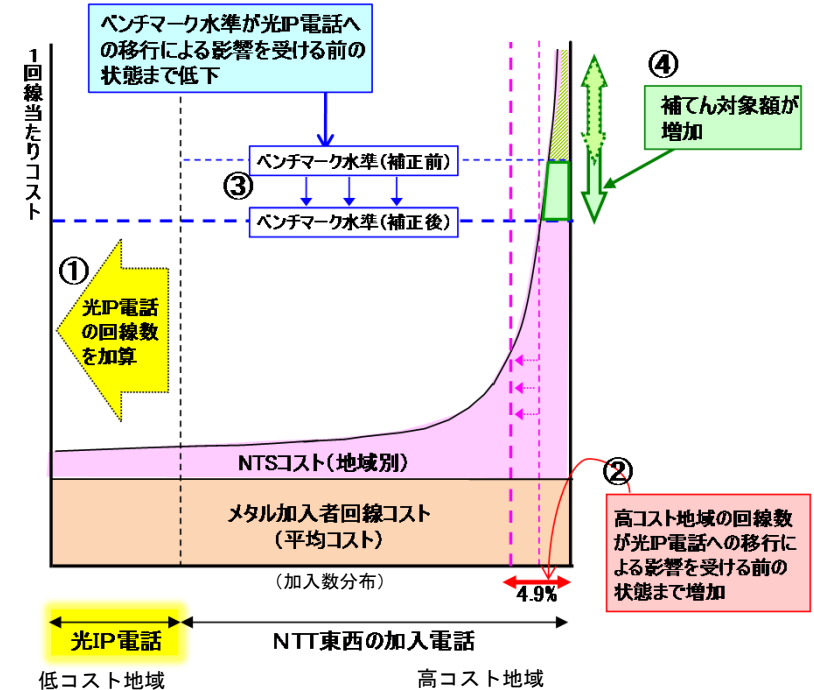
### I 加入電話・基本料に係る補填対象額算定方法のイメージ



### II IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正 (光IP電話へ移行した回線数の加入者回線数への加算)

(単位：万回線、百万円)

	補正前回線数	補正後回線数	補正回線数	補填対象額の増加額
NTT東日本	1173.9	2168.6	994.7	253
NTT西日本	1224.2	2280.5	1056.3	327
合計	2398.2	4449.2	2051.0	580





②加入電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	404	3	407	▲407	1,174
NTT西日本	—	222	2	224	▲224	1,224
合計	—	626	6	631	▲631	2,398
（参考）前年度	—	602	3	604	▲604	2,624
増減	—	+24	+3	+27	▲27	▲226

（補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕）

	補てん対象地域 に相当する原価	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
NTT東日本	28	29.4 <1.2%>
NTT西日本	25	88.1 <3.7%>
合計	53	117.5 <4.9%>
（参考）前年度	44	128.6
増減	+9	▲11.1

補てん対象額

③ 第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法>  
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	695	2,597	94	2,691	1,997	57,983
NTT西日本	396	2,211	39	2,250	1,854	50,672
合計	1,091	4,808	133	4,941	3,851	108,655
(参考) 前年度	1,154	4,855	150	5,005	3,851	
増減	▲64	▲47	▲16	▲63	+0	

補てん対象額

④ 第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法>  
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	2	5	0	5	3	11,322
NTT西日本	1	6	0	7	5	2,626
合計	3	11	0	11	8	13,948
(参考) 前年度	3	11	0	11	8	
増減	+0	+0	▲0	+0	+0	

補てん対象額

⑤ 第一種公衆電話・緊急通報

＜補てん対象額の算定方法＞  
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	2	0	2	2	57,983
NTT西日本	—	1	0	1	1	50,672
合計	—	3	0	3	3	108,655
(参考) 前年度	—	2	0	2	2	
増減	—	+0	+0	+0	+0	

補てん対象額

(参考)ユニバーサルサービス制度の交付金の額の算定における特別損失の扱いについて

■ 今年度のユニバーサルサービスの交付金及び負担金の額の算定においては、これまでと同様に、基礎的電気通信役務の提供に要した原価に東日本大震災による災害特別損失及び環境対策引当金繰入額のうち基礎的電気通信役務の提供に係るものを含めている。

■ 交付金の額の算定において基礎的電気通信役務の提供に要した原価に災害特別損失及び環境対策引当金繰入額のうち基礎的電気通信役務の提供に係るものを含めることについて、昨年度と同様に、電気通信事業法第109条第1項に基づく交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに同法第110条第2項に基づく負担金の額及び徴収方法の認可の申請に併せて、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第3条ただし書に基づく許可の申請を行う。

※ なお、本件については、NTT東日本及びNTT西日本からも、電気通信事業法第109条第2項に基づく算定に関して、総務大臣に対して、同様の許可の申請がされている。

## 【参考】

### ◇ 特別損失(収支表ベース)

- ・ 平成24年度災害特別損失 80億円  
→ うち基礎的電気通信役務の設備管理部門に係るもの 26億円
- ・ 平成25年度環境対策引当金繰入額 95億円  
→ うち基礎的電気通信役務の設備利用部門に係るもの 1億円

### ◇ 補てん対象額及び合算番号単価への影響(NTT東西合計・試算)

- ・ 基礎的電気通信役務の提供に要した原価への影響 : 19.3億円
- ・ 補てん額への影響 : 8百万円
- ・ 合算番号単価への影響 : 0.003円

### 3. 補てん対象額と番号単価

・補てん対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

#### ○補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合 計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	2,101百万円	28百万円	1,997百万円	3百万円	2百万円	4,130百万円
NTT西日本	869百万円	25百万円	1,854百万円	5百万円	1百万円	2,754百万円
東西計	2,970百万円	53百万円	3,851百万円	8百万円	3百万円	6,885百万円
(参考) 前年度	2,975百万円	44百万円	3,851百万円	8百万円	2百万円	6,880百万円
増 減	▲5百万円	+9百万円	+0百万円	+0百万円	+0百万円	+5百万円

#### ○支援業務費 (H26 予算額：予算額 62百万円 - 前期繰越額 8百万円)

54百万円

(H25 予算額：54百万円)

#### ○予測前年度過不足額

+1,245百万円

#### ○番号単価

(合算) 番号単価 =  $\frac{\text{補てん対象額 (6,885百万円)} + \text{支援業務費 (54百万円)} - \text{予測前年度過不足額 (+1,245百万円)}}{\text{平成27年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,767百万番号)}} = 2.057298093\text{円/月・番号}$

(合算) 番号単価

2円/番号・月

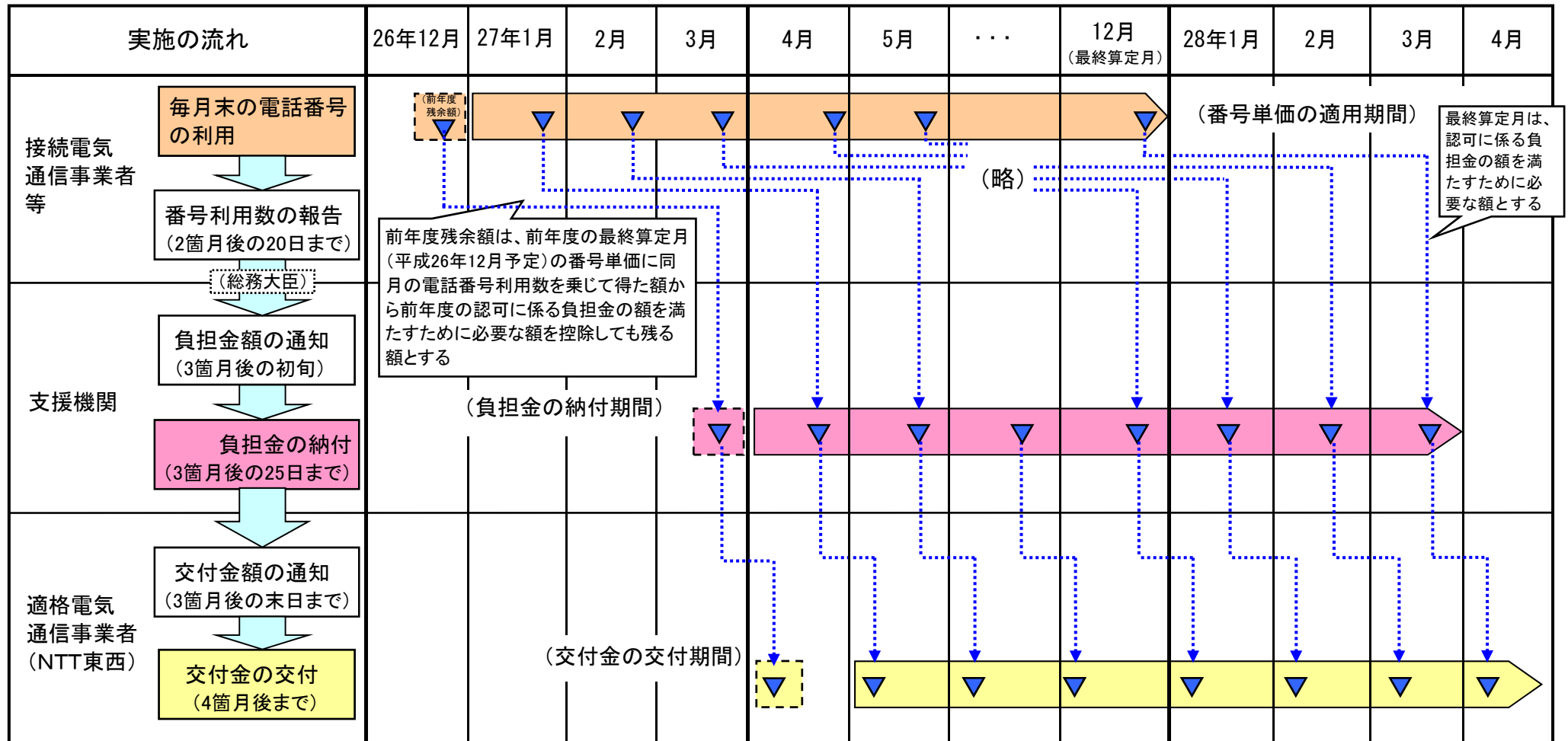
〔うち、東日本分：1.199857130円  
西日本分：0.800142869円〕

〔<前年度(7月～12月)>  
3円/番号・月  
NTT東日本分：1.79596439円  
NTT西日本分：1.20403561円〕

(注) ・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入  
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

## 4 毎月の負担金納付・交付金交付の流れ

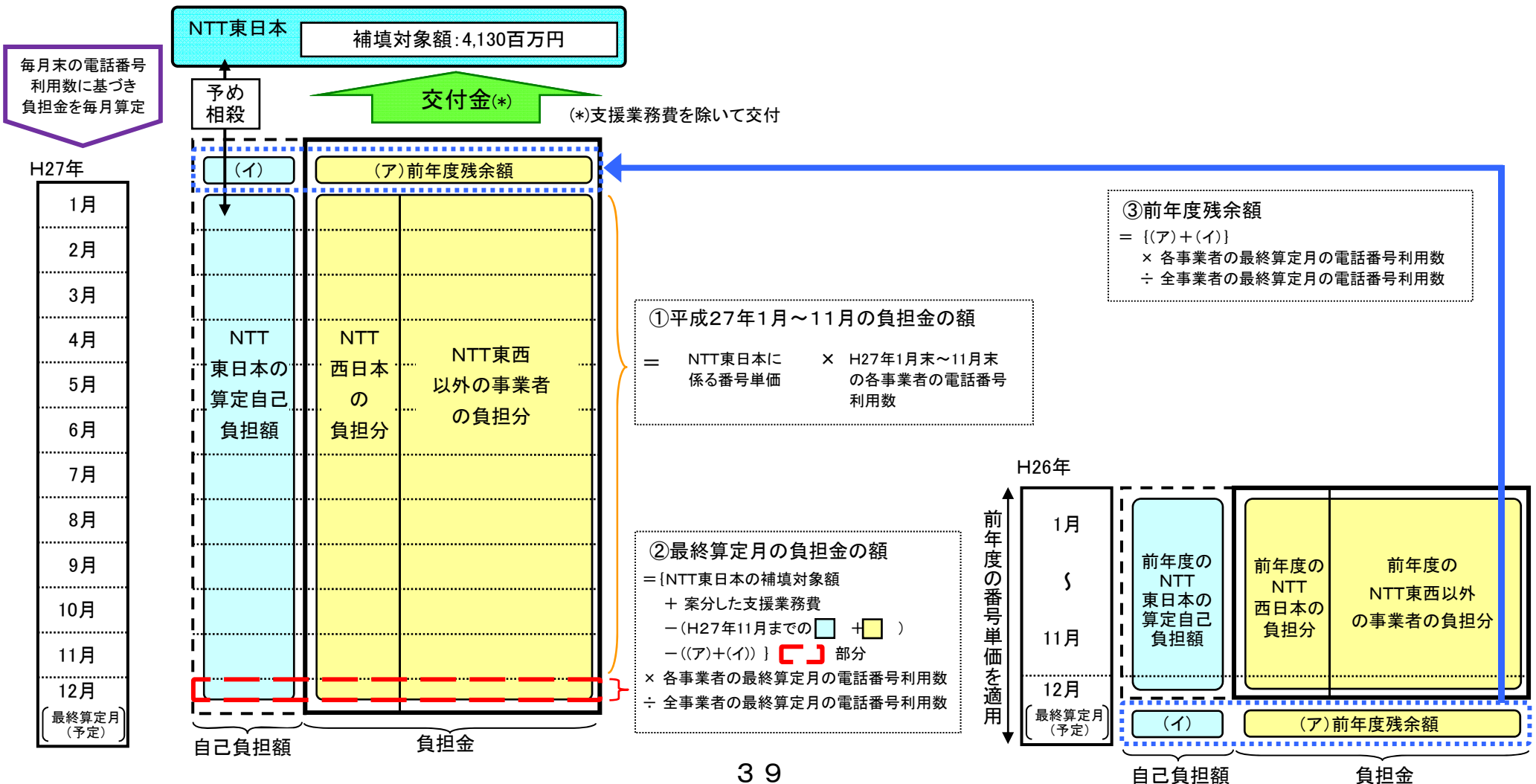
- ・接続電気通信事業者等は、各月末の電話番号利用数に基づき通知された負担金を、3箇月後の25日までに納付する。
- ・支援機関は、納付された負担金に基づき、納付があった月の末日までに適格電気通信事業者（NTT東西）に交付金額を通知し、その翌月までに交付金を交付する。



(注)税金計算上、負担金の損金計上・交付金の益金計上はそれぞれ通知のある平成27年3月～平成28年3月とされている。

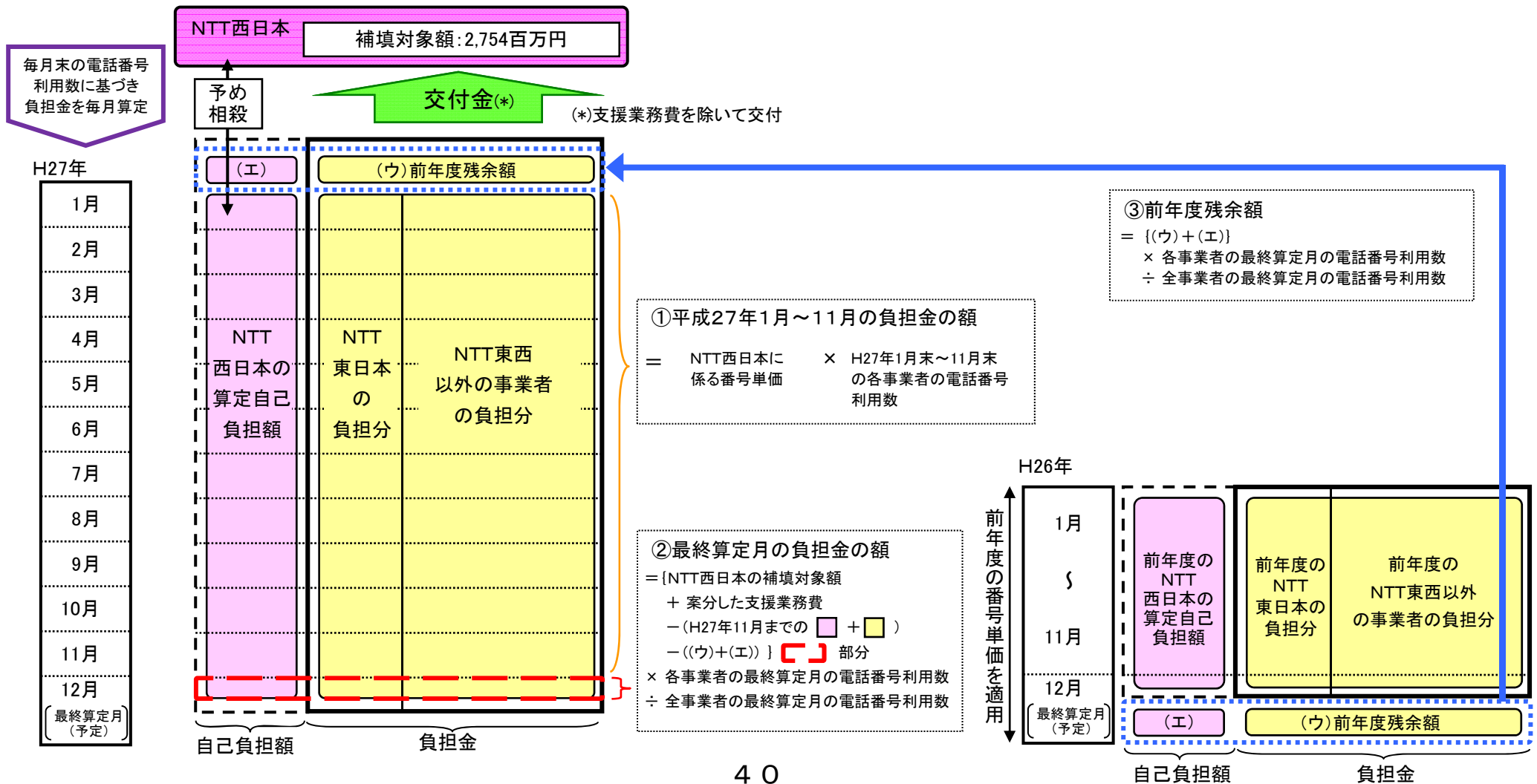
## 5-1 補填対象額を賄うために必要な「負担金の額」の徴収について【NTT東日本分】

- 各電気通信事業者（補填を受けるNTT東西自らを含む）は、毎月、「番号単価×電話番号利用数」等により算定される負担金を納付。
- 前年度の全負担事業者における最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除しても残る額（前年度残余額（＝（ア）））は、当年度の負担金の額に充当。
- 最終算定月については、補填対象額に案分した支援業務費を加えた額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT東日本の算定自己負担額における前年度残余額に相当する額（＝（イ））を減じた残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分して算出。



## 5-2 補填対象額を賄うために必要な「負担金の額」の徴収について【NTT西日本分】

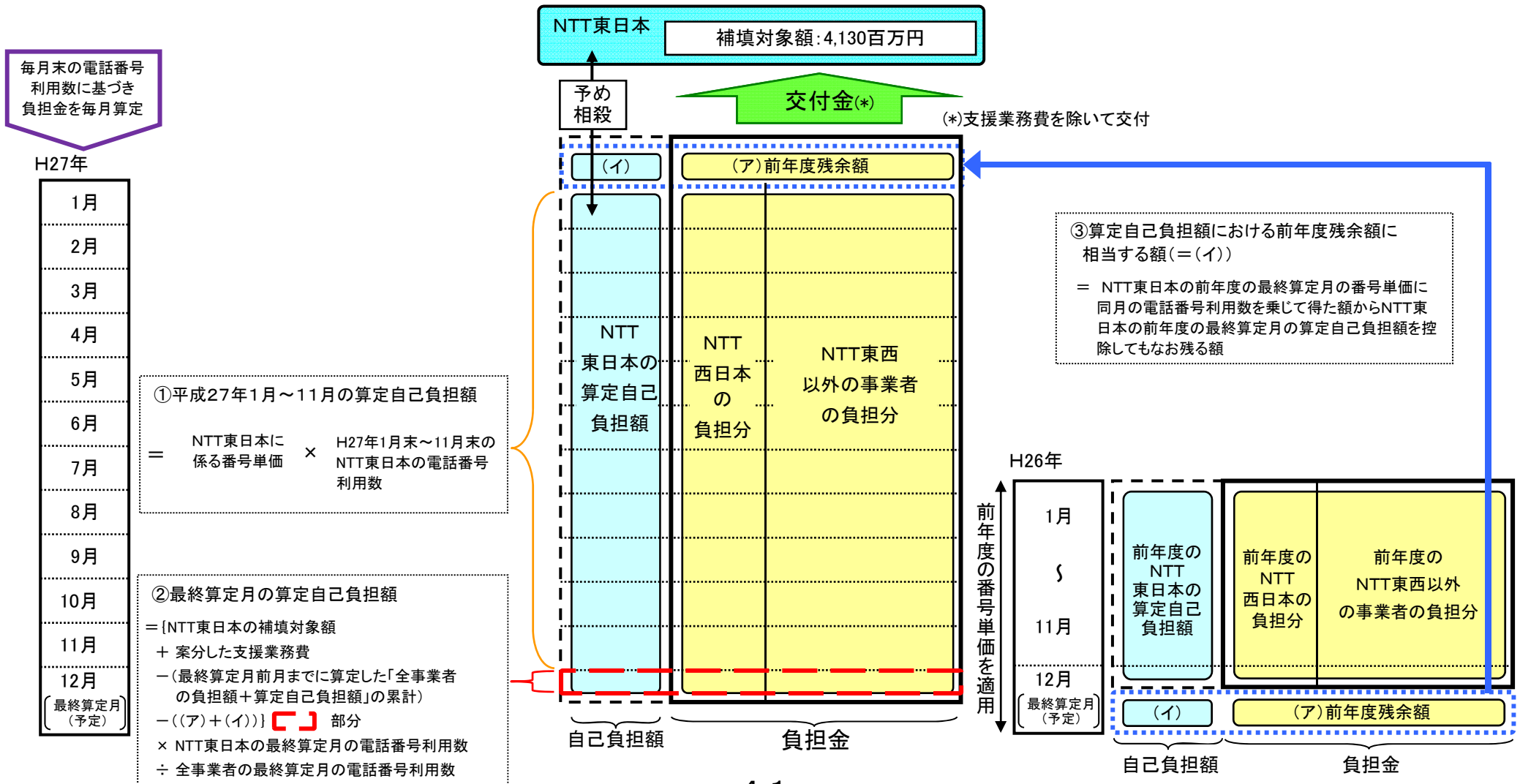
- 各電気通信事業者（補填を受けるNTT東西自らを含む）は、毎月、「番号単価×電話番号利用数」等により算定される負担金を納付。
- 前年度の全負担事業者における最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除しても残る額（前年度残余額（＝ウ））は、当年度の負担金の額に充当。
- 最終算定月については、補填対象額に案分した支援業務費を加えた額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT西日本の算定自己負担額における前年度残余額に相当する額（＝工）を減じた残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分して算出。





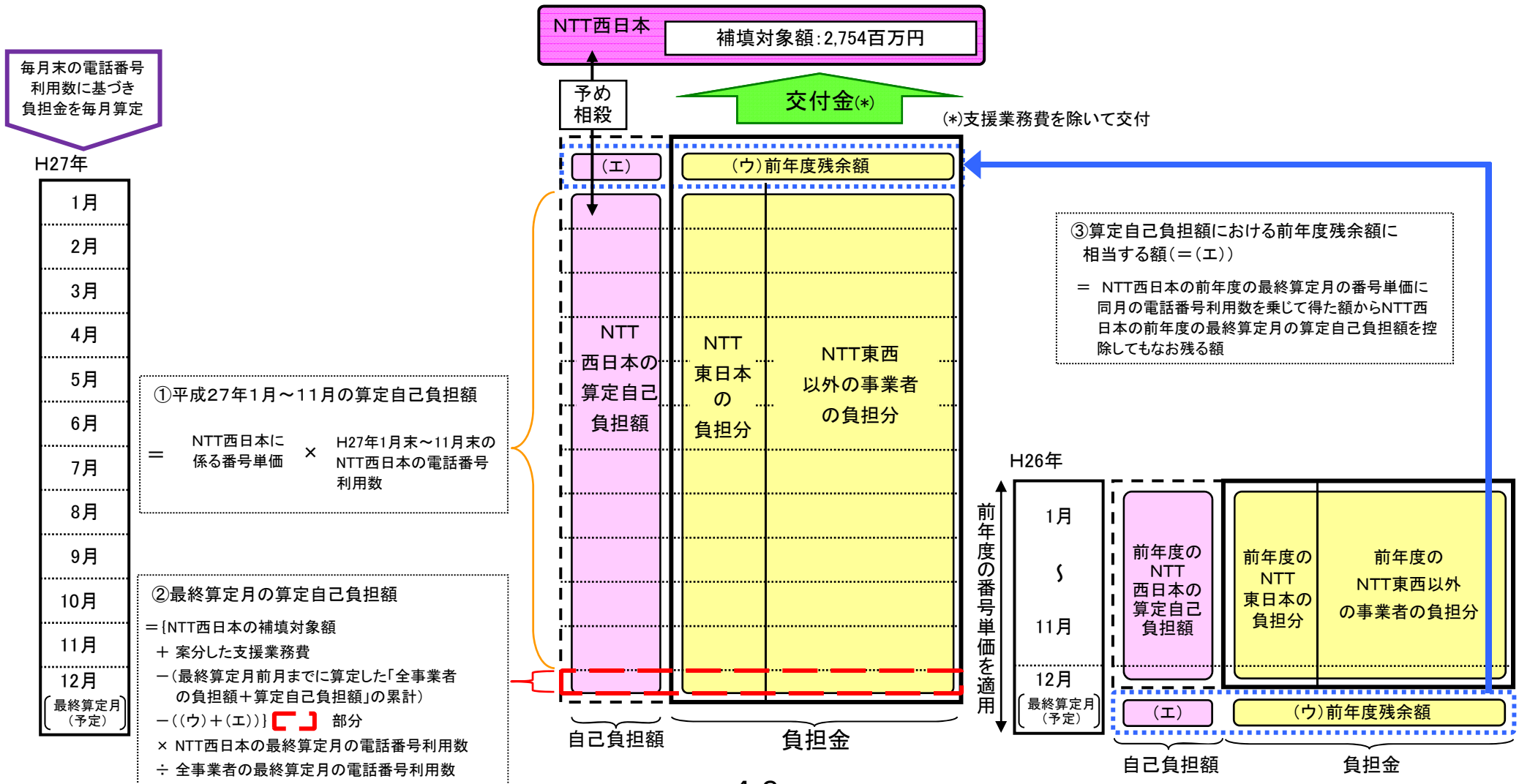
## 6-1 「交付金の額」の算定について【NTT東日本分】

- ・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。
- ・すなわち、NTT東日本の交付金の額 = NTT東日本の補填対象額(4,130百万円) - NTT東日本の算定自己負担額



## 6-2 「交付金の額」の算定について【NTT西日本分】

- ・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。
- ・すなわち、NTT西日本の交付金の額 = NTT西日本の補填対象額(2,754百万円) - NTT西日本の算定自己負担額



【参考】 平成26年度支援業務費の詳細〔主な費用の昨年度予算額との比較〕

区分	平成26年度予算額	平成25年度決算額	平成25年度予算額	前年度予算に対する増減等の説明
人件費	25,092千円	23,551千円	25,562千円	前年度予算比 -470千円 (室員の定期昇給に伴う給料手当 +23千円、 室員の異動による増減 -578千円 他)
物件費等	10,043千円	9,026千円	9,995千円	前年度予算比 +48千円 (消費税増税に伴う家賃の増 +96千円、 室員の異動に伴う通勤手当の減 -19千円 他)
(再掲) 諸謝金	2,718千円	2,702千円	2,756千円	前年度予算比 -38千円 (消費税増税に伴う算定確認費用の増 +27千円、 監査料変更による減 -82千円 他)
周知広報 費用	26,636千円	21,970千円	26,806千円	前年度予算比 -170千円 ○平成26年度予算額の内訳 ・新聞広告 14,700千円 (± 0千円) ・インターネット広告 2,000千円 (± 0千円) - 平成26年度は番号単価の修正が予定されていないため。 ・パンフレット作成費 600千円 (± 0千円) ・ホームページ更新、保守管理 250千円 (± 0千円) ・コールセンター 8,421千円 (- 170千円) - 問い合わせの受電体制の見直し ・地方説明・見学会 565千円 (± 0千円) ・消費者団体との意見交換会 100千円 (± 0千円)

支援業務費 総額	61,771千円	54,547千円	62,363千円
-------------	----------	----------	----------

前年度繰越額	7,820千円
--------	---------